

輸出国制度調査について (ドイツ連邦共和国)

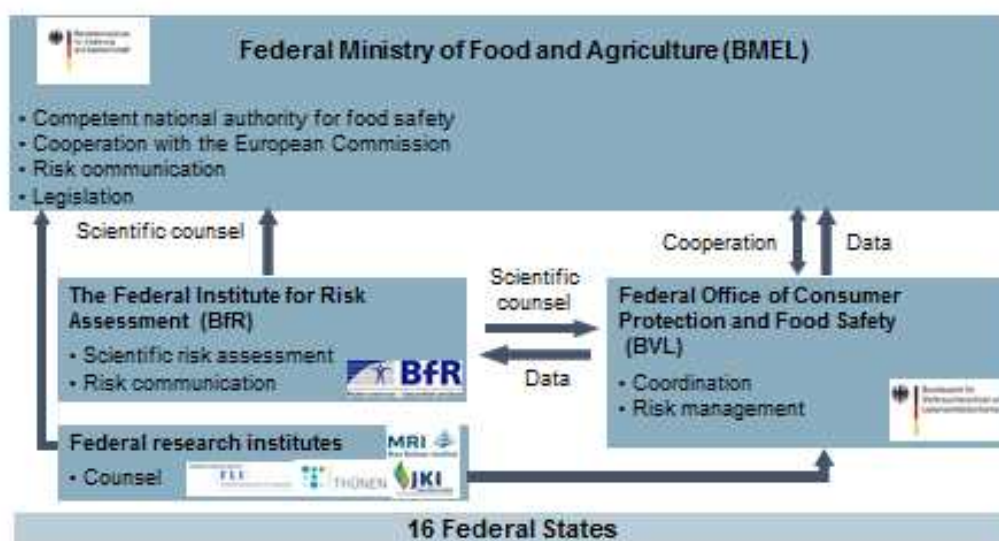
1. 調査期間等

- (1) 期間: 2015年10月
- (2) 内容: ドイツにおける食品安全管理体制の制度調査
- (3) 対象: 連邦消費者保護・食品安全庁、ニーダーザクセン州食糧・農業・消費者保護省

2. 調査結果(概要)

(1) ドイツ政府の組織構造及び所掌業務

ドイツは連邦制で、中央政府組織及び16州政府(400以上の地方自治体で構成)が食品衛生行政を担う。中央政府組織として、連邦食糧・農業省(BMEL)、連邦消費者保護・食品安全庁(BVL)、連邦リスク評価研究所(BfR)が設置されている。



① 連邦食糧・農業省(BMEL)

BMELは、食品、飼料、動物衛生、動物福祉及び植物の健康の分野を担う。BMELの食品・農業・消費者政策は、消費者の健康保護、品質保証、環境等に配慮した食品生産を目的としている。

2013年、連邦食糧・農業・消費者保護省(BMELV)から改組し、消費者保護は連邦司法省へ委譲された。

② 連邦消費者保護・食品安全庁(BVL)

BMELの直属の独立機関であり、食品安全及び消費者保護に関する管理機関として2002年に設立された。消費者の健康保護に関し、連邦政府及び州政府との調整を行うことで、透明性のあるリスクコミュニケーション、重大事故に繋がるリスクの管理を目的とした機関である。

BVLは、農業・動物用医薬品・遺伝子組換え食品の承認、モニタリング及び監視計画に係る調整等を行い、5つの部門で構成される。

また、BVLは、食品・飼料緊急警報システム(RASFF)の窓口となっており、調整の役割を担う。州政府での食品監査にてリスクがあると判断された食品などの情報について、内容の確認後、欧州委員会へ通報し、一方で、EU加盟国から通報を受けた際は、該当する州政府へ情報提供する。

③ 連邦リスク評価研究所(BfR)

BMELの直属の独立機関であり、食品に関するリスク評価機関として2002年に設立された。BfRは、European Food Safety Authority(EFSA)との情報共有の役割も担う。

(2)ドイツの食品衛生関連法規

① EU 法

(EC)No178/2002: 一般食品法規則

(EC)No852/2004: 一般食品衛生規則(食品事業者を対象)

(EC)No853/2004: 動物起源食品特別衛生規則(食品事業者を対象)

(EC)No882/2004: 公的統率規則

(EC)No854/2004: 動物起源食品特別公的統率規則

② ドイツ国内法

食品・日用品・飼料法典(Lebensmittel-und Futtermittelgesetzbuch: LFGB)

食品、飼料、化粧品及び日用品に関し、人間の健康への危害の予防もしくは防御により消費者の保護を保証する法律。

AVV 食品管理の枠組み(AVV Rahmen-Überwachung - AVV RÜb)

食品、飼料、たばこ及び動物の公的な監視について定めた一般行政規則。公的管理のための一般的な規則、検査の実施に係る要求事項などが記されている。

AVV 緊急警報システム(AVV Schnellwarnsystem - AVV SWS)

食品、飼料の緊急警報システムに関する一般行政規則。

AVV 人獣共通感染症(AVV Zoonosen Lebensmittelkette)

フードチェーンにおける人獣共通感染症のデータ収集、評価、公表に関する一般行政規則。

AVV データ管理(AVV Datenaustausch -AVV DatA)

食品安全の上でのデータの扱い及び消費者保護についてのガイドライン。

AVV モニタリング 2016-2020(AVV Monitoring 2016-2020)

食品、化粧品、日用品のモニタリング手法について記されている。

※一般行政規則(AVV): 食品、飼料、植物保護等の分野における行政に対する法的規範。(国民や企業に対するものではない。)

(3)ドイツにおける食品衛生監視実務(ニーダーザクセン州食糧・農業・消費者保護省)

(EC)No 882/2004に基づき、食品衛生に係る国の管理計画は5年毎に策定される。各州政

府においても管理計画を策定し、毎年更新する。州政府にて計画をもとに実施した監視結果については、連邦政府へ毎年報告する。さらに連邦政府は、各州の結果を取りまとめ、EU委員会へ年次報告を行う。

ニーダーザクセン州における食品安全行政は、ニーダーザクセン州食糧・農業・消費者保護省が担い、41の地域に分けられた各地域に地方獣医・食品取締局が設置される。また、ニーダーザクセン州食糧・農業・消費者保護省の直轄下の消費者保護・食品安全事務局(Landesamt für Verbraucherschutz und Lebensmittelsicherheit: LAVES)は5つの部署及び6つの検査機関をもち、監視や分析を行っている。

4. 参考法令(URLリンク)

① (EC)No178/2002:一般食品法

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32002R0178>

② 食品・日用品・飼料法典(Lebensmittel-und Futtermittelgesetzbuch: LFGB)

<https://www.gesetze-im-internet.de/lfgb/>

③ AVV 食品管理の枠組み(AVV Rahmen-Überwachung - AVV RÜb)

http://www.verwaltungsvorschriften-im-internet.de/bsvwvbund_03062008_3158100140002.htm

④ AVV 緊急警報システム(AVV Schnellwarnsystem - AVV SWS)

http://www.verwaltungsvorschriften-im-internet.de/bsvwvbund_20122005_315860130001.htm

⑤ AVV 人獣共通感染症(AVV Zoonosen Lebensmittelkette)

http://www.verwaltungsvorschriften-im-internet.de/bsvwvbund_10022012_3289026230009.htm

⑥ AVV データ管理(AVV Datenaustausch - AVV DatA)

http://www.verwaltungsvorschriften-im-internet.de/bsvwvbund_15122010_321221010032.htm

⑦ AVV モニタリング 2016-2020(AVV Monitoring 2016-2020)

http://www.verwaltungsvorschriften-im-internet.de/bsvwvbund_14122015_313221070002.htm

以上